

## ドイツの経済成長戦略

### —EUの「リスボン戦略」と「欧州2020」におけるドイツの「改革計画」—

伊 藤 白

- ① ドイツの経済成長戦略にあたるものとしては、国の「改革計画」(Nationales Reformprogramm)がある。これは、2000年に策定された欧州連合(EU)の「リスボン戦略」、およびリスボン戦略の後継として2010年に始まった「欧州2020」において各国が策定することとされているもので、これまでのところ2005年版、2008年版(以上リスボン戦略)および2011年版(欧州2020)がある。
- ② 2005年12月、ドイツ政府は「ドイツの改革計画2005-2008」を公表した。これは(1)知識社会の構築、(2)市場の開放と競争の強化、(3)企業活動の環境の改善、(4)財政の持続可能性、持続可能な成長、社会保障の維持、(5)グリーンイノベーションによる競争力の強化、(6)人口構成の変化に対応した労働市場の構築を6つの政策の柱としていた。
- ③ 改革計画第1期の終了にあたり、ドイツ政府は2008年8月、第2期の計画「ドイツの改革計画2008-2010」を公表した。これは、これまでの制度改革が経済成長、雇用の拡大に著実に成果を挙げているとし、基本的に2005年の改革計画を継続・拡大する内容となっている。
- ④ 世界金融危機が発生し、リスボン戦略の目標が十分には達成されないことが明らかとなる中、新たな戦略「欧州2020」が策定された。これに合わせて2011年4月6日、ドイツ政府は「ドイツの改革計画2011」を公表した。これはドイツ独自の目標と、ユーロプラス協約に基づくアクションプランを定め、経済成長と雇用の強化に向けた主要な施策として、(1)成長に親和的な財政の安定、(2)安定的・機能的な金融部門、(3)内需の拡大、(4)潜在労働力の十分な活用、(5)資格取得・労働者の就業能力への教育制度の貢献度の改善、の5つの分野を掲げている。
- ⑥ 日本でここ数年のあいだに策定されてきた経済成長戦略と比較すると、ドイツの改革計画には以下のような特徴が認められる。(1)ドイツの改革計画はEUの戦略の枠組みにおいて策定されているものである。ドイツ政府は、EUの戦略を固守することでEUの経済発展に貢献する努力をする一方、EUから受ける制約を国内でのコンセンサスを得るためのある種の外圧として利用している部分がある。(2)具体的な内容面で際立っているのは、財政規律重視の姿勢であり、その手段も、踏み込んだ具体的なものとなっている。(3)個別の産業への金銭的支援は基本的に行わず、教育、人材育成への投資を成長戦略の要として掲げ、また研究・開発への助成については手厚い支援を表明している。
- ⑦ 経済成長戦略は、策定すればそれで経済が成長するというものではない。しかし策定する以上は、その具体的な機能や効果を明確にすること、そこで掲げた政策を着実に実行していくことが求められる。

# ドイツの経済成長戦略

—EU の「リスボン戦略」と「欧州 2020」におけるドイツの「改革計画」—

経済産業課 伊藤 白

## 目 次

はじめに

- I ドイツの経済状況
- II リスボン戦略におけるドイツの改革計画
  - 1 ドイツの改革計画 2005-2008
  - 2 ドイツの改革計画 2008-2010
- III 欧州 2020 におけるドイツの改革計画
  - 1 欧州 2020 の概要
  - 2 ドイツの改革計画 2011
- IV 経済成長戦略の日独比較

おわりに

はじめに

日本国内では近年、経済成長戦略の策定が相次いでいる。自由民主党政権時代には、平成18年6月に公表された小泉純一郎政権による「新経済成長戦略」に続き、平成20年9月には麻生太郎政権によるその改定版が、そしてさらに平成21年4月には「未来開拓戦略（Jリカバリープラン）」が打ち出されている。民主党への政権交代後にも、平成22年6月に菅直人政権が「新成長戦略」を公表し、さらに平成23年9月には野田佳彦首相がこれを強化する「日本再生戦略」の策定に意欲を示している<sup>(1)</sup>。

ドイツでこれらの経済成長戦略に類するものとしては、国の「改革計画」(National Reform Program、以下「改革計画」)<sup>(2)</sup>がある。これは、2000年に策定された欧州連合(EU)の「リスボン戦略」(Lisbon strategy)、およびリスボン戦略の後継として2010年に始まった「欧州2020」(Europe 2020)の枠組みにおいて各国が策定することとされているもので、これまでのところ2005年版、2008年版(以上リスボン戦略)および2011年版(欧州2020)が公表されている。

本稿では、まず第I章で理解の前提としてドイツの経済状況を概観し、第II章でリスボン戦略の二つの改革計画を、第III章で欧州2020の改革計画を紹介する。そして最後に、第IV章で日本の成長戦略との若干の比較を試みる。

## I ドイツの経済状況

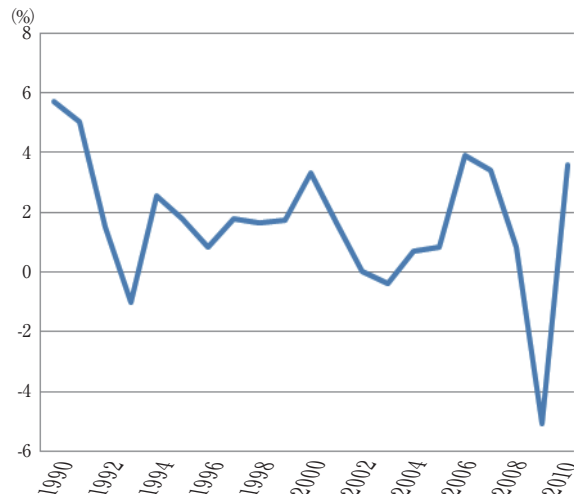
資料理解の前提として、ドイツの経済状況を概観しておく。

1990年の東西再統一後、旧東ドイツ圏への建

設投資等により、ドイツは一種の「復興需要」とも言える「統一ブーム」に沸き、高い経済成長を記録した(図1)。この後、建設投資ラッシュが落ち着くと景気後退期に入り、1993年には一転してマイナス成長を記録する。しかしながらこの景気後退期までに行われていた旧東ドイツ圏の国営企業の民営化、合理化、それに伴う労働生産性の向上が奏功し、1994年からは緩やかな景気回復期に移行することに成功する。その後は、1996年のドイツテレコム(Deutsche Telekom)の民営化に伴う株式上場を契機に個人投資家によるいわゆる「株式ブーム」が発生するものの、2000年にアメリカのITバブルが崩壊すると、2004年まで景気後退を続けることになる<sup>(3)</sup>。

この間、失業率は一貫して10%前後と高止まりし(図2参照。特に旧東ドイツ圏では18%を超えることも)、また東西統一に伴う膨大な財政出動により、国の財政も著しく悪化していた。この状況下、1998年に発足したシュレーダー政権は、イギリスのブレア政権に倣った「新しい中

図1 ドイツの実質経済成長率(1990-2010)



(出典) International Monetary Fund, *World Economic Outlook Database*, September 2011. <<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2011/01/weodata/index.aspx>> を基に筆者作成。

(1) 「野田首相所信表明、復興・経済を最優先 「再生戦略」を年内に」『日本経済新聞』2011.9.13, 夕刊, p.1.  
(2) ドイツ語では Nationales Reformprogramm。「NRP」と略される。日本では「国家改革計画」、「国内制度改革計画」、「国家改革プログラム」などとも訳されている。  
(3) 1990年代のドイツ経済については主に以下を参照した。戸原四郎ほか編『ドイツ経済—統一後の10年』有斐閣、2003, p.352.

図2 ドイツの失業率 (1995-2010)



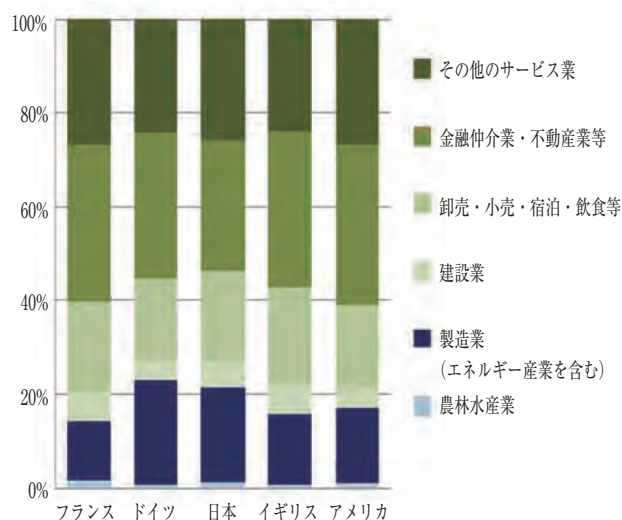
(出典) Statistisches Bundesamt Deutschland, *GENESIS-Online*. <<https://www-genesis.destatis.de/genesis/online>> を基に筆者作成。

道」路線を取り、2001年に年金改革<sup>(4)</sup>を行って企業年金・個人年金（導入時の担当大臣の名を取ってリースター年金と呼ばれる）を創設したほか、2003年から2004年にかけて「ハルツ改革」と呼ばれる労働市場改革<sup>(5)</sup>を断行し、失業給付の削減と労働市場の柔軟化を実現した。こうした一連の政策を経て、2005年以降経済は回復に転じ、2007年には財政収支の均衡を達成、失業率も下降を続けることになった。リーマンショックを引き金に始まった世界金融危機を受けて2009年にはGDP成長率が大きくマイナスを記録するものの、その後はユーロ安による輸出好調もあり、2010年には実質3.6%という高い成長率を記録している。しかしながら、この状況がさらに続くという関係者の予測を裏切って、2011年第2四半期ではGDP成長率が前期比0.1

%と大きく後退し、景気後退期に入ったのではと市場を驚かせた<sup>(6)</sup>。ギリシャ等EU加盟国で財政危機が表面化中、今後の動向については予断を許さない状況となっている。

なお、ドイツのGDPの規模は日本に続く世界第4位で、1人当たりGDP水準も日本に近い（2009年の数値でドイツの34,415ドルに対し日本は32,199ドル<sup>(7)</sup>）。また、英米に比べるとサービス業が弱く、その一方で自動車産業をはじめとする製造業が盛んな産業構造（図3）や、特に近年は経済成長が輸出主導型で行われている点など、日本との類似点が多い。その意味でドイツの経済成長戦略には、日本の経済成長戦略を考える上で参考になる部分もあるものと思われる。

図3 主要国の産業構造 (2009年)



(出典) Organisation for Economic Co-operation and Development, *OECD iLibrary*. <<http://www.oecd-ilibrary.org/>> を基に筆者作成。

(4) 2001年の年金改革については日本語でも数多くの研究があるが、たとえば以下を参照。長谷川仁「海外だより ドイツの公的年金改革」『ニッセイ基礎研 report』57号, 2001.12, pp.22-24.

(5) この労働市場改革については、たとえば以下の文献。労働政策研究・研修機構編『ドイツにおける労働市場改革—その評価と展望—』2006, p.131; 戸田典子「失業保険と生活保護の間—ドイツの求職者のための基礎保障」『レファレンス』709号, 2010.2, pp.7-31. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/070901.pdf>>; 齋藤純子「ドイツの格差問題と最低賃金制度の再構築」『外国の立法』No.236, 2008.6, pp.75-101. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/236/023616.pdf>>

(6) „Deutsches Mini-Wachstum zieht Euro-Zone nach unten.“ *Financial Times Deutschland*, 16. August 2011.

(7) International Monetary Fund, *World Economic Outlook Database*, April 2011による数値(購買力平価換算)。なお、この年アメリカは45,934ドル。

## II リスボン戦略におけるドイツの改革計画

### 1 ドイツの改革計画 2005-2008

EUは2000年3月、2010年までの経済成長と雇用のための戦略、いわゆるリスボン戦略<sup>(8)</sup>を欧州理事会で採択した。同戦略は、その目的として「より良い職業における雇用の拡大と社会的包摂を実現しながら、持続可能な経済成長を可能とする、世界で最もダイナミックで競争力のある知識経済」を目指すことを謳っている。つまり、①規制緩和・情報通信技術の発展・生産性の向上等によって市場経済による経済成長を実現する一方で、②社会保障費の削減や低賃金労働によって企業の競争力を強化させるのではなく、完全雇用を実現し、③教育・研究への投資によって「知識経済」を実現することを目指すものである。具体的には、

- ・研究開発への投資をGDP比3%に押し上げる
- ・就業率を現在の61%から70%に近づけ、また女性の就業率を現在の51%から60%以上に高める

・約3%の経済成長を維持する  
・低学歴の若者の数を半減させる  
ことなどを数値的目標として掲げている。

しかしながら、2004年に行われた中間評価の報告書では、達成は不十分とされた<sup>(9)</sup>。その原因の一つを、同報告書は各国の取組みが必ずしも真剣でなかったことに求め<sup>(10)</sup>、各国の行動計画を作成してモニタリング機能を高めることを提案した<sup>(11)</sup>。これを受けた「成長と雇用のための総合ガイドライン」で、各国が改革計画を策定することが定められ<sup>(12)</sup>、さらに改革計画の進捗状況を毎年秋に欧州委員会に報告することが義務付けられた<sup>(13)</sup>。

これを受けて2005年12月、ドイツ政府は、(1)知識社会の構築、(2)市場の開放と競争の強化、(3)企業活動の環境の改善、(4)財政の持続可能化、持続可能な成長、社会保障の維持、(5)グリーンイノベーションによる競争力の強化、(6)人口構成の変化に対応した労働市場の構築を6つの政策の柱とした「ドイツの改革計画 2005-2008」<sup>(14)</sup>を策定した。以下、その内容を概観する<sup>(15)</sup>。なお、同改革計画に盛り込まれた主な政策を表1に示した。

(8) Lisbon European Council, *Presidency Conclusions*, March 2000. <[http://ue.eu.int/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/en/ec/00100-r1.en0.htm](http://ue.eu.int/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/00100-r1.en0.htm)>

(9) High Level Group (chaired by Wim Kok), *Facing the Challenge: The Lisbon strategy for growth and employment*, November 2004, p.18. <[http://ec.europa.eu/research/evaluations/pdf/archive/fp6-evidence-base/evaluation\\_studies\\_and\\_reports/evaluation\\_studies\\_and\\_reports\\_2004/the\\_lisbon\\_strategy\\_for\\_growth\\_and\\_employment\\_report\\_from\\_the\\_high\\_level\\_group.pdf](http://ec.europa.eu/research/evaluations/pdf/archive/fp6-evidence-base/evaluation_studies_and_reports/evaluation_studies_and_reports_2004/the_lisbon_strategy_for_growth_and_employment_report_from_the_high_level_group.pdf)>

(10) *ibid.*, p.10.

(11) *ibid.*, p.40.

(12) European Commission, *Integrated guidelines for growth and jobs (2005-08)*, 2005. <[http://web.archive.org/web/20070306014601/http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/integrated\\_guidelines\\_en.pdf](http://web.archive.org/web/20070306014601/http://ec.europa.eu/growthandjobs/pdf/integrated_guidelines_en.pdf)> その後「総合的経済政策ガイドライン」(the Broad Economy Policy Guidelines)と「雇用ガイドライン」(employment guidelines)へと簡素化された。以下のサイトを参照。“Employment policy guidelines (2005-2008)” <[http://europa.eu/legislation\\_summaries/employment\\_and\\_social\\_policy/community\\_employment\\_policies/c11323\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/employment_and_social_policy/community_employment_policies/c11323_en.htm)>

(13) *The new integrated economic and employment guidelines*, 12. April 2005. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/05/123&format=HTML&aged=0%3Cuage=EN&guiLanguage=en>>

(14) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *Nationales Reformprogramm Deutschland 2005-2008*, 7. Dezember 2005. <<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/M-O/nationales-reformprogramm,property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>>

(15) 本稿においては、改革計画に挙げられたプロジェクト名等の固有名詞には、原文に引用符がある場合に限り、カギ括弧を付した。また、必要に応じて本文中、あるいは注に説明を追加した。

## (1) 知識社会の構築

まずドイツの改革計画が掲げるのは、EUの目標でもある知識社会の構築である<sup>(16)</sup>。その主な柱として、①研究開発の強化、②イノベーションと先端技術の促進、③教育制度の強化が挙げられている。①の研究開発の強化では、EUの目標でもある研究開発費のGDP比3%達成を掲げ、2010年まで政府による支出を毎年最低3%増額することを明記している。また、②のイノベーションと先端技術の促進は、中小企業と研究機関の協力事業への助成による技術移転の促進などを対象としている。

③の教育制度の強化には、さまざまな財政支出が列挙されている。まず、3歳未満の子供の保育受入れ枠を2010年までに現在の2倍以上に拡大するため、毎年15億ユーロを支出するとしている。また特に移民の背景を持つ<sup>(17)</sup>子どもの語学力向上のために助成を行い、半日制が基本だった基礎学校（小学校）の全日化のために40億ユーロを支出することで、子どもの学力の向上、格差の是正に努めるとしている。高等教育の政策としては、コンペティション形式の「エリート大学創設計画」<sup>(18)</sup>により、2006年から2011年までで計19億ユーロを支出し、最先端の研究を助成するとしているが、この計画は2011年の改革計画にも継続して盛り込まれるなど、ドイツの近年の高等教育政策の柱となっている。

## (2) 市場の開放と競争の強化

リスボン戦略で掲げられた競争力の向上のために、ドイツの改革計画は「市場の開放と競争の強化」を一つの柱としている。その主な内容は、郵政・通信・電気・ガス事業の自由化、バイオ・ナノテク等の成長産業における研究・研

究協力事業への助成である。

## (3) 企業活動の環境の改善

競争力向上のためのもう一つの柱は、企業活動の環境の改善である。これには、①民間の取組みのためのより自由な環境の創出として、特に中小企業のための各種手続きの簡素化や行政の電子化、規制緩和が挙げられている。また、効率的に機能する金融市場が産業界への適切な融資の前提となるとして、②金融立地国としてのドイツの強化、③中小企業への支援、④成長を促進させる税制の構築、⑤コーポレート・ガバナンスの強化、⑥インフラストラクチャーの拡充を主な柱として挙げている。

## (4) 財政の持続可能化、持続可能な成長、社会保障の維持

続いて改革計画は、経済成長の持続を可能にするためには、政府の財政、経済成長、社会保険加入義務のある雇用、人口構成の変化を一体のものとして考慮する必要があり、そのためにも、財政の健全化は必須であるとして、①マクロ経済政策、②将来の支出を念頭に置いた財政、③東西統一の完成（東西格差の是正）、④将来を見据えた社会保障制度の構築、⑤連邦制改革を政策の柱として掲げている。なお、①ではマクロ経済政策の多くはEUレベルに委ねられており、国の政策として重要なのは物価の安定であることが確認されている。また国内の賃金上昇は国際的に見て緩やかで、それが企業の競争力を強めている一方で、内需の拡大にはマイナスに働いていると分析している。また④では、2050年には65歳以上の高齢者が30%にまで増える等の分析結果を紹介し、社会保障制度のさらなる改革の必要性を強調している。

(16) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *op.cit.*(14), S.3ff. 以下、引用・説明は同資料からのもの。

(17) 1950年以降にドイツに移住してきた人々とその子孫を指す。

(18) 以下を参照。連邦教育研究省ホームページ <<http://www.bmbf.de/de/1321.php>>；鈴木亮一ほか「ドイツにおける大学の教育・研究の現状と動向」『工学教育研究』12号，2007.3.1, pp.79-93.

表1 ドイツの改革計画 2005-2008 に示された主な政策

<b>(1)知識社会の構築</b>
<b>①研究開発の強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発費を現在の GDP 比 2.5%から 3%へ（政府による支出を 2010 年まで毎年最低 3%増加）</li> <li>・研究の質の改善（公的資金を受ける研究機関の定期的監査）</li> </ul>
<b>②イノベーションと先端技術の促進</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術移転（中小企業と研究機関の協力事業に助成）</li> <li>・個性的なクラスターの支援、モデルプロジェクトの実施</li> <li>・知的財産権の保護（経済界や各国との協力のもと世界的な戦略を作成）</li> <li>・中小企業のイノベーションの促進</li> <li>・新興ハイテク企業のためのベンチャーキャピタル</li> <li>・「イノベーションのためのパートナー」等のプロジェクトによる産学官連携の強化</li> <li>・IT 政策（法的・技術的環境の改善、研究開発への助成）</li> <li>・「イニシアチブ D21」（各界の代表者が集まっての IT 化促進のための協調体制）</li> </ul>
<b>③教育制度の強化によるチャンスの拡大</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育施設（保育ママ含む）の増設のために毎年 15 億ユーロ支出</li> <li>・全日学校の設立、拡張のために、40 億ユーロを支出</li> <li>・経済界との協力のもと、若者向けの施設でのインターネットへのアクセスを可能に（州）</li> <li>・児童・生徒の能力向上（州による小学校と就学前教育の接続など）</li> <li>・進学率の向上（2010 年に大学進学率を 40%に上げることを目標）</li> <li>・バチェラー（学士）・マスター（修士）制度の導入促進による在学期間の短縮、大学評価制度による教育の質の向上</li> <li>・大学・大学院の開放</li> <li>・エリート大学創設計画（2006 年から 2011 年までに 19 億ユーロを支出し、最先端の研究を助成）</li> <li>・職業教育法の改正による教育制度の柔軟化</li> </ul>
<b>(2)市場の開放と競争の強化</b>
<b>①市場の開放</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵政（2009 年までに完全な自由化）、通信、電気・ガスの分野の市場開放</li> </ul>
<b>②成長産業への集中投資</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオ（従来の助成を継続するほか、新興企業に 2009 年まで計 1000 万ユーロの支援）</li> <li>・ナノテク（自動車、化学、薬学、医学、電機分野の研究協力を 2009 年まで計 1000 万ユーロを助成）</li> </ul>
<b>③「伝統的」な産業の競争力向上</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業を結びつけ、産官学を連携させ、クラスターをヨーロッパレベルのプロジェクトに</li> <li>・バランスの良いエネルギーミックスにより、資源高騰のリスクを軽減</li> <li>・建設業の構造改革を行うため、イノベーション・投資・雇用を改善する戦略を支援し、建築の研究を強化</li> </ul>
<b>(3)企業活動の環境の改善</b>
<b>①民間の取組みのためのより自由な環境の創出</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・官僚主義の撤廃（特に中小企業のための各種手続きの簡素化）</li> <li>・行政サービスの電子化、民間との人事交流、社会保障改革を進め、2010 年には 2004 年比 10%の行政コストの削減</li> <li>・州レベルでの断固たる規制緩和</li> <li>・競争法の現代化</li> <li>・中小企業の対外経済支援政策の強化等により、世界最大の工業製品輸出国としての地位を保持</li> </ul>
<b>②金融立地国としてのドイツの強化</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2002 年以降に行われてきた投資家保護政策等のさらなる改善により投資市場の透明性を高める</li> <li>・不動産投資信託の導入等により、金融市場の発展を促進</li> </ul>
<b>③中小企業支援</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「復興金融公庫中堅企業銀行」（2003 年設立）の活用により中小企業融資を強化</li> <li>・破産後の生活再建のためのさまざまな優遇策</li> <li>・中小企業融資のさらなる改善</li> </ul>
<b>④成長を促進する税制の構築</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制の簡素化</li> <li>・2008 年までに法人税減税、2007 年までに事業承継関連の減税</li> </ul>
<b>⑤コーポレート・ガバナンス</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業の健全化、透明性の強化に向けた政策</li> <li>・2006 年末までに EU に適した「共同決定」（労使が共同で重要事項について意思決定する制度）のあり方を検討</li> </ul>
<b>⑥インフラストラクチャーの拡充</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通インフラの効率化（交通路の現代化と拡張に対する近年の記録的な投資を継続）</li> <li>・財政難の中インフラの拡充を行うために、官民パートナーシップの枠組みの最適化に尽力</li> <li>・トラック通行料の徴収（2005 年から）</li> <li>・地方・都市の競争力強化（観光や再生可能エネルギーなどの分野での追加的な雇用）</li> </ul>
<b>(4)財政の持続可能化、持続可能な成長、社会保障の維持</b>
<b>①マクロ経済政策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物価の安定（他の EU 加盟国でも安定させるよう働き掛け）</li> <li>・構造改革と金融政策の連動</li> </ul>
<b>②将来の支出を念頭においた財政</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・2007 年に財政赤字を再び GDP の 3%未満に</li> <li>・補助金の削減（新しい助成金は法律で期限を決める、持家補助金の廃止により、2006 年までに 60 億ユーロ、優遇税制の廃止により 2007 年までに 40 億ユーロを流動化、2007 年までに消費税 3%増税）</li> </ul>

③東西統一の完成（東西の格差の是正）
・旧東ドイツ圏の再建（連帯協定Ⅱにより、旧東ドイツ圏の州に2019年まで計1050億ユーロの交付金）
④将来を見据えた社会保障制度の構築
・賃金コストの削減、人口動態の法律に基づく分析の継続
・年金制度改革の継続、年金支給開始年齢の引上げ（2012年から段階的に67歳まで）
・2001年の年金改革で創設された企業年金・個人年金（リースター年金）の浸透度調査
・成長のエンジンである医療分野の発展の際のコストとの関係の顧慮
・これまでに行われた医療保険制度改革に加え、2006年から導入される電子カルテによる効率化
⑤連邦制改革
・連邦と州の権限明確化等を含む連邦制改革によりグローバル化に即応できる体制の確立
(5)グリーンイノベーションによる競争力の強化
①長期的な競争力向上のための鍵としての効率的なエネルギー利用
・効率的なエネルギー利用の促進（新築基準等の省エネルギー令の活用等）
・エネルギー分野の研究への支援
・イノベーション促進プロジェクト「ドイツのエネルギー」によるエネルギー技術開発支援
・再生可能エネルギー法の制定等による再生可能エネルギー拡大支援
②将来の交通のための駆動技術とエネルギー政策
・環境に優しい移動技術や化石燃料に代わる燃料開発等の研究支援
(6)人口構成の変化に対応した労働市場の構築
①人口構成の変化に耐える労働市場政策
・期待可能な就職の紹介を断る若年失業者に制裁を課すこと等による若年層の失業対策
・若者が職業教育やインターンシップを受ける機会の確保
・高齢者を雇用する企業への補助金等により高齢層の雇用を増大
・保育所の設置等による女性の就業支援
・移民の労働市場への統合
②労働市場の柔軟性と就業能力の強化
・移動助成金等により遠隔地での就労の支援
・障害者の就労支援
・同一労働同一賃金
③家庭と両立可能な職場への転換
・育児にあたる親の休業期間中の経済的損失を補償する「親手当」の導入等

（出典）Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *Nationales Reformprogramm Deutschland 2005-2008*, 7. Dezember 2005 を基に筆者作成。

## (5) グリーンイノベーションによる競争力の強化

改革計画は続けて、経済成長を促進し競争力を高め、中長期的なコスト拡大を避けるために、資源を可能な限り効率的に使いグリーンイノベーションを推し進める必要があると指摘する。環境問題や資源の枯渇は世界的な課題であり、解決策を早く開発することで環境に優しい技術の分野の世界市場において優位に立つことができるが、ドイツはこの戦略にこれまでのところ成功しており、今後もこの方向性を維持するとして、①効率的なエネルギー利用を高めるための技術、②駆動技術とエネルギーの分野での政策を掲げている。

## (6) 人口構成の変化に対応した労働市場の構築

EUのリスボン戦略のもう一つのポイントである、雇用の拡大と社会的包摂のための政策がここで掲げられる。失業率が高止まりする中、ドイツでは2003年から2004年にかけて、失業手当の支給期間短縮<sup>(19)</sup>や手厚過ぎるとされた失業扶助の廃止（いわゆる「ハルツⅣ改革」）による失業者の労働市場への迅速な統合を目指す大規模な労働市場改革が行われた。改革計画は、その解説と期待される効果にかなりの紙幅を割き、それによってEUの掲げる目標にいかんドイツが応えていくかを示している。この労働市場改革は過去の政策の解説であり、また日本語でも数多くの文献が存在するため<sup>(20)</sup>、表1のこの項目に関しては、改革計画に盛り込まれた

(19) 改革計画では名前を挙げられていないが、これは「アジェンダ2010」による政策。アジェンダ2010については、労働政策研究・研修機構編 前掲注(5), pp.11-12 参照。

(20) 前掲注(5)参照。



諸政策のうちこの労働市場改革以外の政策として挙げられた政策のみを紹介した。

## 2 ドイツの改革計画 2008-2010

リスボン戦略に伴う改革計画第1期の終了にあたり、ドイツ政府は2008年8月、第2期の計画「ドイツの改革計画 2008-2010」<sup>(21)</sup>を公表した。同計画は、2007年に公表された進捗状況報告書<sup>(22)</sup>以降の進捗状況と新たな改革計画から構成されている。

同計画ではまず、これまでの制度改革が、経済成長や雇用の拡大に成果を挙げており、これを今後も継続することが確認される。2007年からの成果としては、2007年の経済成長率が2.5%と比較的高い数値であったこと（ただし2008年には世界経済の影響とエネルギー・食料品価格の高騰から下落することが見込まれている）、1992年以来の低い失業率を記録したことなどを挙げ、この改革を続行することがユーロ圏の成長と安定に大きく寄与することになると総括している<sup>(23)</sup>。

次に、政策の進捗状況について、法人税制改革や失業保険の支出の削減に成功したこと、ドイツ再統一以来初めて財政収支が均衡したことを特に大きな成果として取り上げている。そのほかの個々の政策については、進捗状況を5段階で評価した表を同計画の最後に添付している。

続いて、新しい改革計画として、(1)知識社会の構築、(2)市場の開放と競争の強化、(3)企業活動の条件の改善、(4)財政の持続可能化、持続可能な成長、社会保障の維持、(5)グリーンイノベーションによる競争力の強化、エネル

ギー供給の確保、気候変動への対策、(6)新しい課題と人口構成の変化に対応した労働市場の構築の6つの分野を挙げており、これは若干の文言を変えつつも、ほぼ2005年版の改革計画を踏襲した内容となっている。また個別の政策内容も、基本的にこれまでのものを継続・拡充していくというものが多い。以下、2005年版と比較して大きく異なる部分のみを紹介する。

(1)知識社会の構築のための政策では、2005年版では3番目の項目であった「教育制度の強化によるチャンスの拡大」が1番目に繰り上がり、重要度を増している。また、2008年に始まった連邦政府による資格取得促進の取り組みや、研究開発支援として、研究のためのインフラ拡充などの新しい施策が加わっている。

(2)市場の開放と競争の強化に関しては、バイオやナノテク産業、建設業についての言及が消え、代わって電力系統の国境を越えた連結による競争強化、鉄道の自由化が新規項目として追加されている。また、政府調達における中小企業、エコ製品の優遇策も盛り込まれている。

(3)企業活動の条件の改善に関しては、金融市場についての扱いが拡大されている。その内容も、金融立地国としてのドイツを強化するのみならず、当時の米国の金融不安を受けて、金融市場の安定化、透明化が重要なポイントとなっている。

(4)財政の持続可能化、持続可能な成長、社会保障の維持のための政策としては、2007年の公的医療保険競争強化法の制定による医療改革<sup>(24)</sup>を実施していくこと等により、引き続き社会保障制度の改革を継続していくことが確認されて

(21) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *Nationales Reformprogramm Deutschland 2008-2010*, 20. August 2008. <<http://bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/J-L/lissabon-strategie-nationales-programm,property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>>

(22) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *Nationales Reformprogramm Deutschland 2005-2008: Umsetzungs- und Fortschrittsbericht 2007*, September 2007. <<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/Publikationen/Dokumentationen/doku-567,property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>> この後、2009年に再び2008年版に対する進捗状況報告書が公表されている。

(23) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *op.cit.*(21), S.5f. 以下、説明は同資料を基にしている。

いる。

(5) グリーンイノベーションによる競争力の強化のためには、2007年に決定された「統合エネルギー及び気候プログラム」<sup>(25)</sup>に沿った取組みを進めることが新たなトピックとして加わっている。

(6) 新しい課題と人口構成の変化に対応した労働市場の構築に関しては、労働市場改革による失業率の改善を受けて、構造的な失業をさらに減らしていくことが謳われている。

以上のとおり、リスボン戦略は各国の改革計画というツールの導入、その改定という調整を経ながら進められてきた。2010年2月に公表された欧州委員会によるリスボン戦略の評価文書は、リスボン戦略は全体としてEUに良い影響を与えたと総括している<sup>(26)</sup>。しかしながら、2008年版の改革計画が公表されて間もない2008年9月、世界金融危機が発生し、ギリシャ等EU加盟国で財政危機が表面化する。リスボン戦略の目標が十分には達成されないことが明らかとなる中、2010年に終了するリスボン戦略の後継として、次の10年を視野に入れた新たな戦略「欧州2020」が策定されることとなった。

### III 欧州2020におけるドイツの改革計画

#### 1 欧州2020の概要

2010年6月、EUはブリュッセルの欧州理事会で、3月に骨子について合意していた新たな成長戦略「欧州2020」を正式に採択した。これは、

- ①知的な成長 (smart growth) : 知識とイノベーションに基づいた経済の発展

- ②持続可能な成長 (sustainable growth) : より効率的な資源利用、よりグリーンでより競争力のある経済の促進

- ③包摂的な成長 (inclusive growth) : 社会的・地域的結束をもたらす、雇用率の高い経済を3つの優先事項としている。リスボン戦略に比べるとより堅実な表現になっているものの、方向性としてはリスボン戦略を基本的に受け継いだものと言える。また、その手法もリスボン戦略を引き継ぎ、強化したものとなっている。リスボン戦略においては3年に一度策定が求められた国別の改革計画は、欧州2020では毎年策定され、モニタリングされることになる。第一回目の各国の改革計画として、2010年12月にドラフトが欧州委員会に提出され、2011年4月に完成版が公表された。

#### 2 ドイツの改革計画2011

2011年4月6日に公表された「ドイツの改革計画2011」(Nationales Reformprogramm Deutschland 2011)<sup>(27)</sup>はまず、ドイツの経済状況を分析する。それによれば、ドイツの2010年の実質GDP成長率は3.6%と東西統一後最高値をマークしており、それに伴い雇用者数も4050万人と統一後最高となっている。また消費者物価指数は1.8%の上昇という比較的健全な数値に落ち着いている。この状況から、改革計画は今後も高い経済成長が続くことを見込んでいる(ただし、その後不安定な状況に陥っていることは第I章で見たとおりである)。

続けて同計画は、同計画におけるドイツの目標を、欧州2020における共通の目標と比較しつつ、表2のように定めている。

(24) 公的医療保険競争強化法については以下を参照。松本勝明「ドイツにおける2007年医療制度改革—競争強化の視点から」『海外社会保障研究』165号, 2008.Win, pp.69-79.

(25) 統合エネルギー及び気候プログラムについては以下の資料を参照。山口和人「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(1)」『外国の立法』No.239, 2009.3, pp.25-49. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/239/023902.pdf>>

(26) European Commission, *Lisbon Strategy evaluation document*, 2.2.2010, p.3. <[http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/lisbon\\_strategy\\_evaluation\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/europe2020/pdf/lisbon_strategy_evaluation_en.pdf)>

表2 「ドイツの改革計画 2011」におけるドイツの目標

	EUの目標	ドイツの目標
雇用の促進	20歳から64歳までの就業率を75%に	20歳から64歳までの就業率を77%に 55歳から64歳までの就業率を60%に 女性の就業率を73%に
イノベーション・研究開発の環境の改善	官民の研究開発費を合わせてGDPの3%に	2015年までに教育費と研究費をGDPの10%にすることで連邦・州のトップが合意。この枠組みにおいて、研究開発費のGDP比3%の目標を達成。(実際はかなり達成できそうな見込み。2007年は2.53%、2008年は2.68%、2009年は2.80%)
排出量削減、再生可能なエネルギー、効率的なエネルギー利用	2020年までに温室効果ガスを1990年比20%削減、再生可能エネルギーの割合を20%に、エネルギー利用効率の20%向上を目指す	2020年までに温室効果ガスを1990年比40%削減、さらには2050年までに1990年比80～95%の削減(2009年の時点ですでに1990年比26.4%の削減を実現している。) 2020年までに全エネルギー使用量の18%を、2050年までに最終エネルギー消費量の60%を、さらには2050年までに電力の80%を再生可能エネルギーに 1次エネルギーの比率を、2020年までに2008年比20%、2050年までに2008年比50%削減 電気使用量を2020年までに2008年比10%、2050年までに2008年比25%削減 建築物の改装率を現在の1%から2%へ 交通部門では、最終エネルギー消費を2020年までに2005年比10%、2050年までに2005年比40%削減
教育レベルの改善	学校中退者を10%以下へ削減 30-34歳の人口の大学かそれに相当する学歴の保有率の40%以上への上昇	第二次教育を終えておらず、かつ職業訓練を受けておらず、かつ直近4週間に非公式の教育講座にも参加していない18歳から24歳の人口の割合を10%以下に下げる(2009年は11.1%) 30-34歳のうち、第三次教育を終えている者の割合を42%にまで引き上げる(2009年は40.7%)
社会包摂の促進(とりわけ貧困の減少によって)	貧困と社会的排除のリスクにある者のうち、少なくとも200万人を、その状態から脱却させる	長期失業者数(1年以上失業している人の数)を2008年比20%引き下げる(2008年の平均長期失業者数は163万人)

(出典) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *Nationales Reformprogramm Deutschland 2011*, 6. April 2011 より筆者作成。

これに続き、同計画は「ユーロプラス協約のためのドイツのアクションプラン 2011」を提示する。「ユーロプラス協約」<sup>(27)</sup>は、ユーロ危機拡大が懸念される中、ユーロ導入国に財政規律の遵守を義務付ける「安定・成長協定」を強化し、ドイツ並みの厳しい政策を強いる仕組みを導入するものとしてドイツの主導で2011年3月11日にユーロ圏諸国の合意に至ったもので、4つの分野、すなわち①競争力の強化、②雇用の促進、③財政の持続可能性の強化、④金融の安定性の強化について各国がアクションプランを定め、欧州2020の各国の改革計画で示すことを

義務付けている。2011年3月23日にドイツは22の具体的な施策を決定し、これを表3のとおり改革計画に盛り込んでいる。

以上の前提の上に立ち、改革計画は「経済成長と雇用の強化に向けた主要な施策」として、(1)成長に親和的な財政の安定、(2)安定的・機能的な金融部門、(3)内需の拡大、(4)潜在労働力の十分な活用、(5)資格取得・労働者の就業能力への教育制度の貢献度の改善、の5分野の施策を掲げている。以下、これを順に概観する。

(27) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *Nationales Reformprogramm Deutschland 2011*, 6. April 2011. <<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/Publikationen/Dokumentationen/dokumentation-596-nationales-reformprogramm.property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>>

(28) European Council, "The Euro Plus Pact. Stronger Economic Policy Coordination for Competitiveness and Convergence," *European Council 24/25 March 2011 Conclusions*, 20. April 2011, pp.13-20. <[http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/ec/120296.pdf#page=14](http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/ec/120296.pdf#page=14)> 以下の資料も参照。JETRO「経済政策協調を目指したユーロプラス協定の概要」『ユーロトレンド』2011.4. <[http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000607/eu\\_europlus.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000607/eu_europlus.pdf)>

表3 ユーロプラス協約のためのドイツのアクションプラン 2011

競争力の強化
1. 「基盤技術と分野横断政策の枠組み計画」によって基盤技術におけるドイツの優位を確かなものに 2. 外国で取得した職業資格を認める法案を2011年3月に閣議決定（これにより移民のドイツ労働市場への統合を促進） 3. 「エリート大学創設計画」を推進（国際的な先端研究を、後進の教育支援も含めて推進することが目的） 4. 高等教育協定2020のために、連邦が2011年～2015年まで計47～49億ユーロを支出 5. 保育サービスの質の改善を継続 6. 交通インフラの新設・拡張・維持のための予算を2012年に100億ユーロ増加 7. 通信法の改正により、市場主導のプロードバンドインフラの構築の条件を改善 8. 「電気自動車開発計画」（7月公表予定）により電気自動車の分野でのイノベーションを促進 9. 電気とガスの分野の競争を強化（市場の透明性を高めるためのセンターを設立し、消費者の負担となるような価格操作の摘発と制裁が行えるように） 10. 第三次電気・ガス国内市場ガイドラインの実施により、電気・ガス市場の競争を強化 11. エネルギー研究プログラムを公表する（再生可能エネルギーの拡大に寄与） 12. 長距離バスの自由化 13. 競争制限禁止法改正による企業活動の環境の改善
雇用の促進
14. 連邦政府と州政府はコンテスト「教育による向上 開かれた大学」により学問と研究を共同で支援 15. 連邦と州は基礎教育協定により読み書き能力の十分でない成人の減少に共同で取り組む 16. 各種労働市場政策ツールの改革（ツール数の削減、裁量の余地の拡大、統制力の強化。2011年に法制化） 17. 家族介護時間制度により、仕事と介護の両立を可能に 18. 連邦ボランティア制度により、特に社会福祉分野のボランティア活動を通して職業復帰をする可能性をできるだけ多くの人に与える
財政の持続可能性の強化
19. EU加盟国の財政赤字をGDP比3%以内に抑えることを義務付ける「3%ルール」の2011年までの達成 20. 2011年と2012年の財政赤字削減目標以上の赤字削減
金融の安定性の強化
21. 投資家保護の強化と資本市場の機能改善（法案提出済み） 22. 経営の悪化した銀行の立直しのためのコストへの銀行セクターの関与

（出典）Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *Nationales Reformprogramm Deutschland 2011*, 6. April 2011 より筆者作成。

### （1）成長に親和的な財政の安定

現在必須となっている財政の健全化を潜在成長力の強化に結び付けることが重要であり、そのためには、国家の支出を、成長を促進する分野（たとえば教育、R&D）にシフトさせること、財政支出の効率を総合的に改善することが有効であるとしている。具体的な施策として、以下を挙げている。

- ・「未来パッケージ」<sup>(29)</sup>：環境に優しい空輸税や核燃料使用税等の導入により、成長と社会的バランスを失うことなく財政再建を行う（閣議決定済み。これにより2014年までに800億ユーロの財政支出削減）
- ・就労へのインセンティブの改善：アクションプラン16をはじめとする労働市場政策ツールの

### の効率化

- ・公的医療保険財政改革<sup>(30)</sup>：2011年1月に施行された公的医療保険財政法により、公的医療保険のための持続可能な財政が軌道に
- ・教育と研究：2010年から2013年までに130億ユーロを支出。これにより研究開発費をGDP比3%に押し上げる目標に貢献
- ・「基盤技術と分野横断政策の枠組み計画」：現在準備を進めているこの計画により、基盤技術におけるドイツの優位を確かなものに
- ・ハイテク戦略<sup>(31)</sup>：2006年に始まったプロジェクトにより産学の連携を深化
- ・電気自動車：研究支援の一つとして「電気自動車開発計画」により2020年までに100万台の実現を目指す（アクションプラン8参照）

(29) 未来パッケージ（Zukunftspaket）については連邦政府の報道参照。„Kabinett beschließt Zukunftspaket“ <[http://www.bundesfinanzministerium.de/nr\\_4134/DE/Wirtschaft\\_und\\_Verwaltung/Finanz\\_und\\_Wirtschaftspolitik/Bundshaushalt/Bundshaushalt\\_2011/20100901-Kabinett-beschlie\\_C3\\_9Ft-Zukunftspaket.html?\\_\\_nnn=true](http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_4134/DE/Wirtschaft_und_Verwaltung/Finanz_und_Wirtschaftspolitik/Bundshaushalt/Bundshaushalt_2011/20100901-Kabinett-beschlie_C3_9Ft-Zukunftspaket.html?__nnn=true)>

(30) 公的医療保険財政改革については以下を参照。渡辺富久子「【ドイツ】公的医療保険財政法」『外国の立法』No.246-2, 2011.2, pp.12-13. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02460206.pdf>>

## (2) 安定的・機能的な金融部門

適切な資本増強を含む、金融部門のさらなる安定化と融資の安全性は、継続的な経済回復の前提条件であり、州銀行のリストラと規制・監督の枠組みの強化は、金融部門の機能と競争を確かなものにするのみならず、経費削減のための効果的配分にも貢献するとして、以下の具体的施策を挙げている。

- ・金融仲介業・資産投資法の改正<sup>(32)</sup>：金融商品にわかりやすい商品情報を付けることで投資家を保護
- ・銀行再編法<sup>(33)</sup>：重要な金融機関の存続が危うくなった際に、これを金融機関自身による基金で再編できるようにする（アクションプラン22参照）
- ・機関投資家と保険会社の補償制度のプルーデンスル規制に関する法律<sup>(34)</sup>：2010年7月に施行された同法により、企業の持続的発展を可能にする、透明性が高く適切な補償制度の創設を銀行と保険会社に義務付け
- ・特殊な投機的取引の禁止：株式やEU加盟国の債券の無担保の空売りの禁止等
- ・銀行大綱・資本妥当性大綱の変更の実施に関する法律<sup>(35)</sup>：2010年12月に施行された同法に

より、質的・量的資本装備の改善

- ・EUの信用格付け機関に関する規制の実施法<sup>(36)</sup>：2010年6月に施行された同法により、格付け機関の監視と規制のための前提を整えることで格付けのプロセスを可視化
- ・金融市場安定に関する一連の措置とその完了：2010年7月に施行された金融市場安定化のための企業の救済に関する法律<sup>(37)</sup>により強制的に国有化された金融機関の再民营化等
- ・州立銀行の組織再編：すでに行われた州立銀行の合併や縮小に引き続き、さらなる健全化を支援

## (3) 内需の拡大

続いて改革計画は、強い内需は経済成長の基盤を広げるものであるとして、外需に依存しがちな経済を、内需によっても強化する段階であることを指摘する。とりわけ、対内投資の力強い増加による高い雇用率と名目収入の増加、そしてサービス業と手工業分野における成長を阻害する規制の撤廃は、経済の発展に資するとして、以下の施策を挙げている。

- ・競争制限禁止法の改正：合併規制、優越的地位濫用の監視等におけるさらなる改善や、最

(31) ハイテク戦略 (Hightech-Strategy) については、連邦教育研究省のホームページを参照。<<http://www.bmbf.de/de/6618.php>> また、以下も参照。徳田昭雄「ドイツ連邦政府の産業技術政策—ハイテク戦略の概要」『立命館経営学』48巻1号, 2009.5, pp.25-47.

(32) 改正法案 (Entwurf eines Gesetzes zur Novellierung des Finanzanlagenvermittler- und Vermögensanlagenrechts, Deutscher Bundestag, Drucksache 17/6051, 6. Juni 2011.) は以下を参照。<<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/17/060/1706051.pdf>>

(33) 銀行再編法については以下を参照。渡辺富久子「ドイツにおける銀行再編基金法の制定—銀行税の導入」『外国の立法』No.248, 2011.6, pp.37-53. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480003.pdf>>

(34) Gesetz über die aufsichtsrechtlichen Anforderungen an die Vergütungssysteme von Instituten und Versicherungsunternehmen vom 26. Juli 2010, BGBl. I S.950.

(35) Gesetz zur Umsetzung der geänderten Bankenrichtlinie und der geänderten Kapitaladäquanzrichtlinie vom 19. November 2010, BGBl. I S.1592.

(36) Ausführungsgesetz zur Verordnung (EG) Nr. 1060/2009 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 16. September 2009 über Ratingagenturen (Ausführungsgesetz zur EU-Ratingverordnung) vom 14. Juni 2010, BGBl. I S.786.

(37) 同法については以下を参照。山口和人「【ドイツ】金融機関の強制的国有化を許容する新法制定」『外国の立法』No.239-2, 2009.5, pp.12-13. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23902/02390206.pdf>>

- 後の手段としての企業の解体措置の導入
- ・各種手続きの簡素化：2006年から行われた300以上の手続き簡素化によりこれまで67億ユーロの経費削減が行われたが、これをさらに推進し、税務手続きの簡素化に関する法律を今後制定
  - ・サービス業の強化：サービス業の自由化を促進
  - ・消費者行政：消費者に正確な情報を提供（これにより消費者の信頼を得、内需の拡大につなげる）
  - ・EUサービス指令の実施：会社設立の自由及びサービス提供の自由についての法的・行政的障害を除去する同指令に合わせて350以上の連邦法・州法を改正済み
  - ・「起業立国ドイツ」<sup>(38)</sup>：ベンチャーキャピタルへのアクセスを容易にし、創業を支援
  - ・「エネルギー構想」<sup>(39)</sup>の策定：2050年までの長期計画により投資を促進。また、2011年末までにネットワークの構築や競争の強化等の緊急措置
  - ・電気・ガス市場透明化センターの設立：同センターの設立により市場のデータを管理・分析し、価格操作を摘発（アクションプラン9参照、そのほかガス市場へのアクセスに関する通達等によりガス市場の競争を強化）
  - ・エネルギー研究計画：再生可能エネルギー、効率的なエネルギー利用、蓄電等の分野における研究への資金を増額
  - ・エネルギー・環境基金：新しく創設される基金により、エネルギー・環境分野への財政支出（2011年・2012年で3億ユーロ）
  - ・交通インフラへの投資：国内需要を押し上げる効果のあるこの分野へ2011年から2014年まで毎年100億ユーロの公的資金を投入（アクションプラン6参照）
  - ・ブロードバンド戦略：諸条件の改善により市場主導による情報インフラの構築を加速（アクションプラン7参照）、2018年までに全世界帯にブロードバンドを導入
  - ・鉄道部門の競争の強化、長距離バスの自由化：規制法を改善（アクションプラン12参照）
- (4) 潜在労働力の十分な活用
- 近年の顕著な雇用者数増加を維持し、労働市場への参加をさらに進めることによって、労働力供給に対する人口構成の変化によるネガティブな作用を打ち消し、内需を拡大するとして、以下の政策を掲げている。
- ①高齢者の労働市場への参入の拡大
- ・年金支給開始年齢の引上げ：2029年までに、年金支給開始年齢を現行の65歳から67歳に引き上げることにより、労働可能人口を260万人増加
  - ・高齢者雇用率の引上げ：労使の協定による教育や資格の向上、高齢者に適した職の提供
  - ・高齢者雇用コスト補助金／高齢者報酬補償：高齢者が賃金の低い職にしか就けなかった場合に報酬補償
- ②女性の労働市場への参入の拡大
- ・保育所・在宅保育（保育ママ・パパ）の拡充：2013年まで40億ユーロ、その後毎年7億7千万ユーロを投じ、必要とされる（3歳以下の子どもの35%分の）保育所を用意
  - ・子どもを持つ女性の雇用促進：連邦・州レベルで諸施策を実施
  - ・「家庭に配慮した労働時間」：2010年に始ま

(38) この取組みについては連邦経済技術省のプレスリリースを参照。„Startschuss für BMWi-Initiative „Gründerland Deutschland“,“ 25.1.2010. <<http://www.bmwi.de/BMWi/Navigation/Presse/pressemitteilungen.did=327390.html>>

(39) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie (BMWi); Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit (BMU), *Energiekonzept für eine umweltschonende, zuverlässige und bezahlbare Energieversorgung*, 28. September 2010. <<http://bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/Publikationen/energiekonzept-2010.property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>>

ったこの取組みにより、柔軟な労働時間を設定する企業が魅力的な企業としてアピールしやすいように支援

- ・家族介護時間の法制化：家族の介護をする必要のある被雇用者を支援（アクションプラン17参照）
- ・指導的地位に占める女性の割合の段階的向上計画：官民双方の分野で指導的地位に占める女性の割合を向上させる

### ③労働市場から遠い人々の統合

- ・市民労働モデルプロジェクト：2011年から3年間、EUと連邦が13億ユーロを投じ、自発的な社会参加（市民労働）を行う3万4千人の失業者を支援
- ・連邦ボランティア制度<sup>(40)</sup>：徴兵制の廃止に伴い2011年に始まった年齢制限のないボランティア活動によって再就職への可能性を提供
- ・移民の背景を持つ人々の統合：EUの基金による言語支援や職業能力向上支援のほか、40の取組みからなる「能力向上による統合」などの施策

- ・障害者の就労支援：現行の諸制度による支援

### ④外国で取得した卒業資格の認定と資格保有者のドイツへの移住

- ・外国で取得した資格の認定：認定に関する法案を閣議決定済み

### (5) 資格取得・労働者の就業能力への教育制度の貢献度の改善

優秀な人材の不足する状況下、教育制度をオープンにし、その質を向上させることは、被雇用者の能力を向上させ、技術的高価値の製品の比較優位を保つために、最も重要なことである

として、以下の政策を挙げている。

- ・幼少期の教育の機会向上：幼稚園や基礎学校（小学校）の教員の能力向上等の取組み（特に移民の背景を持つ子どものドイツ語能力の向上により後の就労機会の向上）
- ・社会的に弱い立場の家庭の子どもの教育の機会の向上：社会扶助等の公的扶助を受けている家庭の子どもや青少年に追加的に支給する「子どものための教育と参加パッケージ」<sup>(41)</sup>により、教育・社会・文化的な生活への参加を可能に
- ・学校、青少年援助、労働市場関係者の連携：各州によるさまざまな取組み
- ・学校教育の質の改善：2006年に策定された計画により各段階での到達度のモニタリング
- ・学校中退者数の改善：各州文部大臣会議により策定された2010年の共同戦略<sup>(42)</sup>により、一定のレベルに達しない生徒の割合を改善する等の施策
- ・学校教育から就職への橋渡し：2010年には32億ユーロを支出
- ・職業訓練協定：連邦政府・経済団体・各州文部大臣会議により結ばれた協定（2014年まで延長）により、職業教育を受ける場の十分な確保（アクションプラン15参照）
- ・高等教育：140億ユーロを投じ、大学進学者を46%へ
- ・大学進学有資格者増加への対応：今後確実に増える大学進学有資格者数に対し、高等教育協定2020<sup>(43)</sup>の枠組みにより、連邦・州共同で学業機会の増大に尽力（アクションプラン4参照）

(40) 同制度については以下の文献を参照。渡辺富久子「【ドイツ】徴兵制を停止」『外国の立法』No.248-1, 2011.7, pp.14-15. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480107.pdf>>

(41) 同制度については以下の文献を参照。齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728号, 2011.9, pp.117-139. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/072807.pdf>>

(42) 改革計画には明記されていないが、以下の文書を指すと思われる。Kultusministerkonferenz, *Förderstrategie für leistungsschwächere Schülerinnen und Schüler*, 2010.3.4. <[http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen\\_beschluesse/2010/2010\\_03\\_04-Foerderstrategie-Leistungsschwaechere.pdf](http://www.kmk.org/fileadmin/veroeffentlichungen_beschluesse/2010/2010_03_04-Foerderstrategie-Leistungsschwaechere.pdf)>

- ・エリート大学創設計画：計画により、ドイツの先端的研究を可視化、後進の研究助成を強化
- ・研究・イノベーション協定：学外研究に対しドイツ学術振興会による助成の毎年5%の増額
- ・助成金の増額：連邦教育促進法等の助成額の引上げのほか、2011年に導入された「ドイツ奨学金」<sup>(44)</sup>などによる際立った才能への奨学金授与
- ・専門職の能力向上奨学金：2008年導入の（大学に通わずに就職した）専門職の大学での再教育奨学金
- ・「オープン・ユニバーシティによる能力向上」：2011年に導入されたコンペティションにより、職業教育と大学教育のあいだの柔軟性を改善し、専門家の創出を確実に
- ・能力向上訓練法：2009年に改正された同法により、職業訓練参加希望者を支援

改革計画はこのほか、関連するEUによる助成制度の紹介を行っている。また、付録としてここまでに挙げられてきた約70の施策について17ページにわたって表にまとめ、一覧化している。

なお、この改革計画が発表されてから現在に至るまで、この改革計画の内容に関するリアクションは、筆者が調べた限りほとんど見当たらない。唯一、野党のドイツ社会民主党（SPD）が、ドイツの改革計画における社会政策は欧州2020の目的から大きく後退してしまっていると批判的なコメントを述べている<sup>(45)</sup>。

#### IV 経済成長戦略の日独比較

以上、ドイツの経済成長戦略にあたる3つの改革計画を見てきた。ドイツの改革計画は、日本の経済成長戦略と同様、国家の経済関連諸政策の列挙であり、個別の政策に立ち入ったものではない。また、この文書がドイツの経済成長のための戦略をそのまま完全に反映しているとも限らない。とはいえ、国家の諸政策をまとめる際の重点の置き方から、国の経済政策への基本的な考え方を読みとることは可能と考えられる。本稿の最後に、冒頭で挙げた自由民主党や民主党の経済成長戦略との比較の観点から、ドイツの経済成長戦略の特徴として3つの点を指摘しておきたい。

##### (1) EUの戦略の一部としての経済成長戦略

まず、日本の経済成長戦略と決定的に異なるのは、ドイツの改革計画があくまでもEUの戦略の一つのツールとして策定されているということである。これは、国の成長戦略を定める上での制約として働く。つまり、EUで合意を得た方針と異なる方向の戦略は描くことができず、数値的目標も基本的にEUの戦略に準じたものとならざるをえない。また、EUからモニタリングを受けるため、その政策の実行が厳しく問われることになる。ただし、ドイツの改革計画を見る限り、これを策定した連邦政府は、EUの戦略を固守することでEU経済に貢献する努力をする一方、EUから受ける制約を国内でのコンセンサスを得るためのある種の外圧としてうまく利用している部分があるように見受

(43) 高等教育協定2020 (Hochschulpakt 2020) については以下を参照。「第3部第5章 (ドイツ連邦共和国 (ドイツ))」文部科学省科学技術政策研究所『科学技術を巡る主要国等の政策動向分析』2009, p.223. <<http://www.nistep.go.jp/achiev/ftx/jpn/rep117j/pdf/rep117j0b.pdf>>

(44) 優秀な学生（全学生の8%）に両親の収入を問わず月300ユーロの奨学金を出す制度。半分を連邦が、残りの半分を民間の支援者が負担する。詳細は以下のサイトを参照。<<http://www.deutschland-stipendium.de/>>

(45) „Deutsches Reformprogramm und Euro-Plus-Pakt,“ *EurActiv*, 8. April 2011. <<http://www.euractiv.de/finanzplatz-europa/artikel/deutsches-reformprogramm-und-euro-plus-pakt-004636>>



けられる。たとえば、次項で触れるとおり、本稿で紹介したどの改革計画でも、財政規律を遵守することこそが成長に寄与すると強調されているが、その際改革計画は、財政規律の遵守がEUの安定・成長協定等によって定められたものである点に触れている<sup>(46)</sup>。それによって産業界への補助金の打切りや労働市場の自由化への理解を求める構図となっていると言えるだろう。

## (2) 財政規律遵守の姿勢

次に、具体的な内容面で際立っているのは、上でも触れた財政規律重視の姿勢である。その点でドイツの成長戦略は日本の成長戦略と大きく異なる。冒頭で挙げた自由民主党時代の経済成長戦略では、たとえば平成18年の「新経済成長戦略」は「最大限の歳出削減をまず行うことが必要」<sup>(47)</sup>と述べており、また民主党の平成22年6月の「新成長戦略」でも、「経済・財政・社会保障の一体的立て直し」のため、予算編成の際に「選択と集中」による優先順位付けを行うことや、財政出動に頼らない政策手段の優先的選択を行うなどの方針が示されている<sup>(48)</sup>。しかし、財政規律の観点に最も踏み込んだこれらの成長戦略においても、この点に関する記述はわずかで、それ以上の具体的な財政健全化への道筋は提示されていない<sup>(49)</sup>。それに対しドイツの成長戦略では、本稿で紹介したすべての戦略において大幅なスペースが財政の安定化について割かれ、健全な財政とそれによる経済運営の余地の存在が、経済の成長のためにいかに

必要であるかが繰り返し説かれている。

その手段も、具体的である。たとえば、2005年版の改革計画では年金制度改革を続行することでさらなる給付額の削減を行うこと<sup>(50)</sup>のみならず、「研究の質の改善」のため公的資金を受ける研究機関の定期的監査を行うこと<sup>(51)</sup>が盛り込まれている。2011年の改革計画でも、補助金の削減を掲げ、新しい助成金は法律で期限を定めること、持家補助金の廃止により2006年までに60億ユーロ、優遇税制の廃止により2007年までに40億ユーロを流動化すること<sup>(52)</sup>などを宣言している。日本の成長戦略が「選択と集中」による「優先順位付け」といった抽象的な表現にとどまっているのと比較すると、ドイツの成長戦略はより踏み込んだものとなっている。

## (3) 長期的な潜在的成長力を高める人材育成・研究開発の重視

それでは財政規律を遵守し、選択と集中を行った結果どのような分野に投資を行うのか。この点について、改革計画は明確なメッセージを発していると言える。つまり、企業の競争力強化策としては、市場の開放、規制緩和、手続きの簡素化等の「環境作り」が政策の主な柱であり、金銭的支援は法人税の引下げのほか、中小企業の、それも研究開発費に限られている。また、日本の成長戦略に必ずと言ってよいほど登場する「今後の成長産業」<sup>(53)</sup>についての言及も、EUの戦略の柱であるエネルギー・環境分野を除いてはほぼない。改革計画は、個別の産業

(46) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *op.cit.*(27), S.14.

(47) 経済産業省『新経済成長戦略』2006, p.151.

(48) 首相官邸『新成長戦略—「元気な日本」復活のシナリオ』2010.6.18, pp.3, 53. <<http://www.kantei.go.jp/jp/sinseichousenryaku/sinseichou01.pdf>>

(49) ただし日本では、財政健全化方針はいわゆる「骨太の方針」等の別の枠組みにおいて提示されている。

(50) Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie, *op.cit.*(14), S.32. 本稿の表1の(4)④も参照。

(51) *ibid.*, S.4. 本稿の表1の(1)①も参照。

(52) *ibid.*, S.30. 本稿の表1の(4)②も参照。

(53) この点については以下を参照。杉浦哲郎「新成長戦略の評価～成長インフラの強化を重視すべきだ」(みずほ総合研究所)2010.2.5. <<http://www.mizuho-ri.co.jp/publication/opinion/eyes/20100205.html>>

への金銭的支援のない、その意味で産業界にとってはいささか厳しいものとなっているのである。その反面、教育、人材育成への投資を成長戦略の要として掲げ、また研究開発への助成については手厚い支援を表明している。

戦後ドイツでは「社会的市場経済」の理念が貫かれてきたが、これは手厚いセーフティーネットの構築の一方で、経済成長は市場に任せるというものであった。1990年代以降のグローバリズムの影響下、労働市場の改革が行われるなど自由化の方向が推し進められているという面はあるものの、産業に対する政策自体は、これまで基本的に一貫してきたと言える。改革計画の発表の際のプレスリリースで、連邦政府は「自由競争と開放された市場を目指す」と宣言し、自身の役割を「長期的な潜在的成長力を強化することにある」<sup>(54)</sup>と限定しているが、この表現からも読みとることのできるドイツの改革計画の精神は、これまでの政策の延長線上にあると言えるだろう。

おわりに

2010年2月に公表された欧州委員会によるリスボン戦略の評価文書は、リスボン戦略の反省点の一つとして、各国の改革計画を策定する目的が明確に規定されていなかったことを挙げている<sup>(55)</sup>。そしてそれは、これまで毎年のように策定されてきた日本の成長戦略にも当てはまる部分があるように思われる。言うまでもないことだが、経済成長戦略は、策定すればそれで経済が成長するというものではない。しかし策定する以上は、確実に経済成長に資するものとするべきであり、したがって、本当に策定する必要があるのか、何のために策定するのか、という点を常に問い直し、その具体的な機能や効果を明確にすることが必要だろう。そして何よりも、そこで掲げた政策を着実に実行していくことが、経済の成長のために強く求められる。

(いとう ましろ)

<sup>(54)</sup> Die Bundesregierung, *Nationales Reformprogramm für Deutschland beschlossen*, 6. April 2011. <<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2011/04/2011-04-06-nationales-reformprogramm.html>>

<sup>(55)</sup> European Commission, *op.cit.*(26), p.20.